

社会的養護関係施設第三者評価

内容評価基準

判断基準、評価の着眼点、
評価基準の考え方と評価の留意点

(児童養護施設版)

目次

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-1 子どもの権利擁護

A① A-1-1-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 1

A-1-2 権利について理解を促す取組

A② A-1-2-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。 3

A-1-3 生き立ちを振り返る取組

A③ A-1-3-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。 5

A-1-4 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-4-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 7

A-1-5 子どもの意向や主体性への配慮

A⑤ A-1-5-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。 9

A-1-6 支援の継続性とアフターケア

A⑥ A-1-6-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。 11

A⑦ A-1-6-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーピングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 13

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-1 養育・支援の基本

A⑧ A-2-1-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 15

A⑨ A-2-1-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。 17

A⑩ A-2-1-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 19

A⑪ A-2-1-④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 21

A⑫ A-2-1-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 23

A-2-2 食生活

A⑬ A-2-2-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。 25

A-2-3 衣生活

A⑭	A-2-(3)-①	衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	27
A-2-(4) 住生活			
A⑮	A-2-(4)-①	居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	29
A-2-(5) 健康と安全			
A⑯	A-2-(5)-①	医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	31
A-2-(6) 性に関する教育			
A⑰	A-2-(6)-①	子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	33
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応			
A⑱	A-2-(7)-①	子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	35
A⑲	A-2-(7)-②	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	37
A-2-(8) 心理的ケア			
A⑳	A-2-(8)-①	心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	39
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等			
A㉑	A-2-(9)-①	学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	41
A㉒	A-2-(9)-②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	43
A㉓	A-2-(9)-③	職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	45
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり			
A㉔	A-2-(10)-①	施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	47
A-2-(11) 親子関係の再構築支援			
A㉕	A-2-(11)-①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	49

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) -
- c) 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。

評価の着眼点

- 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。
- 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
- 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの権利条約に謳われている、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した養育・支援への取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。
- また、子どもに権利擁護の取組を周知した上で、規程やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。
- マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。
- 社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。

(3) 評価の留意点

- 子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。
- 子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。
- 権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。
- 子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。
- 子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 児童養護施設では宗教の理念を施設の理念として運営されていることがあります。その結果、宗教行事等への参加や宗教的行為を日常的な生活の中で奨励している施設もあります。しかし、これらのことは強制してはならず、子どもや保護者等の信教の自由は保障されなければなりません。

A-1-(2) 権利について理解を促す取組

A② A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。
- b) 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施していない。

評価の着眼点

- 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。
- 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。
- 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。
- 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。
- 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもが有するさまざまな権利や人間の尊厳について、生活やさまざまな学習機会を通じて理解を促す取組がなされていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの中には、自分がさまざまな権利を有していることを理解できないままに、あるいは大切にされた経験がないままに入所してくる子どもがいます。権利ノートやそれに代わる資料などを使用して、生活の中で守られている具体的な権利について、分かりやすく、随時説明がなされることが重要です。

○子どもの年齢や状態に応じて、権利と義務・責任の関係について理解できるように説明し、話し合う機会をもつ取組が求められます。

○子どもが自己評価を高めて成長していくためにも、自分の権利について理解していることが必要です。

○特に、不適切な養育を受けた子どもは、権利について意識することは少ないと思われるので配慮が必要です。

(3) 評価の留意点

○日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深める取組を評価します。

○職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることを評価します。

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組

A③ A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組
を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。
- b) 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。
- c) 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っていない。

評価の着眼点

- 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。
- 子ども一人ひとりに成長の記録（アルバム等）が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。
- 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供や成長の過程を職員と一緒に振り返る取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの成長や自立、また、自己形成の視点からも、自分自身の出生や生い立ち、家族の状況等を把握できていることは重要であり、それらの情報や認知について、子どもが職員と共に把握できるように努める必要があります。

○子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等は慎重な検討が必要です。また、職員及び組織としての専門性やチームでの対応が求められます。

○親をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることや親の意向も十分考慮する必要があり、児童相談所との十分な連携と親や家族との協働作業で進められることが求められます。

(3) 評価の留意点

○施設に来てからの成長の記録にとどまらず、保護者等や過去に養育にあたった人に協力を求め、生まれてから現在までの成長の記録が整理されており、子どもが見たい時にいつでも見ることができる環境にあるかを確認します。

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等

A④ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 体罰や不適切なかかわり（暴力、人格的辱め、心理的虐待など）があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。
- 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。
- 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。
- 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設における体罰や子どもの人格を辱めるような行為も含み、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○身体的暴力はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、ハラメント等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。

○児童養護施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。

○不適切なかかわりに迅速に対処できるように、子どもからの訴えには組織的な対応を図るとともに、サインを見逃さないよう留意していることが重要です。また、不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにすることが必要です。

○被措置児童等虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしていることが重要であり、子どもの権利を擁護する風土が施設全体に行きわたっていることが重要です。

○また、子ども間の暴力等を放置することも不適切なかかわりであり、防止・早期発見しなければなりません。

○被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

(3) 評価の留意点

○不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っていることを評価します。

○被措置児童等虐待対応ガイドラインについて施設長や職員が十分知っていることを確認します。

A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮

A⑤ A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、
快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。
- b) 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に取り組もうとしているが、子ども自身が十分に主体的に取り組んでいるとはいえない。
- c) 職員と子どもが共生の意識がなく、共に考える機会を持たず、快適な生活に向けた取組を行っていない。

評価の着眼点

快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。

子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。

余暇の過ごし方について、子ども自身が自由に選択し、一人ひとりの趣味や興味に合った活動が行えるように支援している。

子どもの状況に応じて、金銭の管理や計画的な使い方などを学び、金銭感覚や経済観念が身につくよう支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもとの共生の意識や子どもの意向を尊重する姿勢で生活改善に取り組む職員のかかわりについて評価します。また、余暇の過ごし方、金銭の管理や使い方など、子どもが主体的に生活を営むことができるような支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもが主体的に自分たちの生活について検討する意識を持つことができるように、日ごろから定期的に話し合いの機会を持ち、話し合いの風土の定着に心がけておく必要があります。

○余暇時間の過ごし方を子ども自身が選択し、子どもの興味や趣味に合わせて自発的活動ができるよう、新しい体験や世界を広げるような活動への参加の機会を提供することも大切です。

○経済観念の確立は子どもが社会化していくために基本となるものであり、発達状況に応じて小遣いの管理や使い方等を通じて、具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。

○金銭の管理方法、買い物を通じて物の値段の相場を知る、小遣い帳をつけて計画的な使い方を学ぶ、通帳を使って貯金をするなど、日常生活において具体的な体験をさせることが求められます。

(3) 評価の留意点

○子どもからの要望等十分に聞く姿勢を持ちつつも、実施困難な事項については十分な説明をする機会を設けているかを確認します。

○余暇時間の過ごし方においても、子どもの主体性を尊重しつつ支援していることを評価します。

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア

A⑥ A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。
- b) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視しておらず、不安の軽減に配慮した移行期の支援を行っていない。

評価の着眼点

子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。

入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。

子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるよう配慮している。

家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、入・退所に際して揺れる子どもの気持ちを汲み取り、不安の軽減を図ることや、子どもの生活の連続性を大切に、ケースに応じて必要と思われる取組がなされていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもにとって生活場所が変わることは大きな負担を強いられる出来事です。その不安を一つでも解消するためにも、温かく迎える準備をしているなどさまざまな工夫を凝らし、受け入れについてホーム全体また、施設全体で歓迎する姿勢を示すことが重要です。

○受け入れの準備として、一時保護所への面会訪問や乳児院等との連絡調整、子どもに関わる職員との人間関係づくりを始めることなど、入所前から不安を軽減するための具体的な取組を行うことも重要です。

○また家庭復帰後や施設変更後も、子どもの状況の把握に努め、子どもの気持ちに寄り添った支援をしていくことが大切です。

(3) 評価の留意点

○入・退所に際して、子どもの不安を理解し受け止めてサポートしますが、人的な環境の変化にも留意して、人間関係の継続性を担保できているかを確認します。

A⑦ A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。
- c) 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っていない。

評価の着眼点

- 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。
- 退所後も施設に相談できる窓口（担当者）があり、支援をしていくことを伝えている。
- 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。
- 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。
- 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。
- 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、退所した子どもが安定した社会生活を送ることができるようになるための、リービングケアとアフターケアについて、施設の支援体制と内容や関係機関との協力がどのように構築され実践されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもは、施設を退所し社会的自立すると、仕事とその人間関係、一人暮らし、金銭管理など、未経験の体験を強いられ悩みます。より家庭的支援を必要とする子どもにとって頼りになるのは今まで暮らしてきた施設であり職員です。

○退所後の社会生活を想定した自立支援であるリービングケアと退所後のアフターケアは施設にとって重要な業務として捉え、施設の支援体制を整え、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係を構築し実践する必要があります。

○施設が退所者の相談に応じることは、特別な配慮ではなくて施設の業務であることを退所者に説明します。また、退所者からの相談が関係の深かった職員に寄せられる個人的相談にとどまることなく、施設が組織として情報を共有し対応するためにも、その記録を整備し活用する必要があります。

○相談には、金銭、住居、就労などや各種トラブルなど、施設で支援できる範囲を超えるものもあります。そのような場合は、行政機関や福祉機関等と連携を図りながら支援を行うことが大切です。

○生活に本当に困った段階になって相談が寄せられても、有効な手立てが見当たらないこともあります。小さな問題でも気軽に相談できることが大切です。そのためにも、OB 会のように退所者が集まれる機会を設けるなどの取組等も有効です。

(3) 評価の留意点

○個別ニーズに沿った自立の目標に向けての養育の一環として、退所後の社会生活を想定したリービングケアが行われているかを、児童生活記録および自立支援計画を確認します。

○近年、施設等の退所者が中心となって組織をつくり、退所者を支援する活動が見られるようになりました。こうした活動に協力し、退所者に参加を促す取組も評価します。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

A⑧ A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。

【判断基準】

- a) 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。
- b) 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めようとしているが、十分ではない。
- c) 子どもを理解しようしていない。

評価の着眼点

職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。

子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。

子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。

子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。

子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員が子どもを理解しようとする態度、又は職員が受容的・支持的な態度で寄り添っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援は、子どもとの信頼関係を基盤に行われなければなりません。信頼関係を築いていくうえで前提となるのが、子どもの理解です。
- 子どもの存在そのもの（ありのままの姿）を受け入れ、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、その理由や背景を理解することが大切です。そうすることで子どもに「自分のことがわかってもらえている」という信頼の気持ちが芽生えていきます。
- 子ども一人ひとりが抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもの理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合う姿勢が大切です。
- 「受容的・支持的な態度」とは、職員が子どもを都合のいい理論にあてはめて無理に理解しようとするのではなく、「その子の人生に何があったのか」に思いを馳せながら寄り添い、時間をかけ、理解できる部分を増やしていこうとすることです。

(3) 評価の留意点

- 養育・支援にかかわるケース会議の記録や自立支援計画を確認します。

A⑨ A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。
- b) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。
- c) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援していない。

評価の着眼点

- 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。
- 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
- 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
- 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。
- 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。
- 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、日常生活のいとなみを通して基本的欲求の充足がなされているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 食事、睡眠、排泄といった生理的欲求（一次的欲求）と、所属と愛情・承認といった心理的欲求（二次的欲求）を総称して基本的欲求と言います。
- 子どもは、基本的欲求の充足を通して、養育者との間に基本的信頼感を獲得します。児童養護施設でも、基本的欲求の充足のプロセスにおいて子どもと職員との関係性が深まっていくことが大切です。
- 基本的欲求の充足は、ルーティンワークに沿って進めていくのではなく、子どもが信頼を寄せる職員によってなされるとともに、子どもと職員が共につくりだす日常生活の中で自然な形でなされることが大切です。
- 安全の欲求、承認の欲求など、子どもの発達段階やそのときどきの状況によって充足すべき基本的欲求は異なるため、子ども一人ひとりの基本的欲求を把握していることが大切です。
- 子どもが生活力を高めていくためには、その欲求を自主的に充足できる環境が必要です。その意味では、高齢児の生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものであることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 「生活の決まり」を確認するとともに、身近な職員が一定の裁量権を有し、柔軟に対応できる体制となっているかどうかを確認します。

A⑩ A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

【判断基準】

- a) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。
- b) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。
- c) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にしていない。

評価の着眼点

子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。

職員は必要以上の指示や制止をしていない。

子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。

つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職員の配置に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、日常生活において職員が子どもの力を信じて見守る姿勢を大切にしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験するさまざまなつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。
- 施設では一般家庭と比して、一人の職員が掌握、援助しなければならない子どもの数が多いことも一因となって、子どもが、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまうことがあります。子どもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めてあげることで自己肯定感を高めていきます。
- こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、子どもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。
- 国が認める小規模グループケアの生活単位は、子どもが6～8人で職員が2.5人とされています。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準については、直接養育の場面に立ち会って評価することが重要です。
- 「見守り」、「放任」、「管理」、「過干渉」の意味について、評価者は理解しておく必要があります。見守りの姿勢を持ちながらも、子どもの育ちを守るために管理しなければならないこともあることに留意します。

A⑪ A-2-(1)-④ 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。

【判断基準】

- a) 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障している。
- b) 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障しているが、十分ではない。
- c) 発達の状態に応じた学びや遊びの場を保障していない。

評価の着眼点

- 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。
- 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。
- 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。
- 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができている。
- 子どもへのニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。
- 幼稚園等に通わせている。
- 子どもたちの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○子どもはそれぞれ、その年齢や発育状況に応じた発達的な課題を有しています。本評価基準では、施設が子どもの発達の状況に応じた適切な環境を用意しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの発達保障は養育の目的としてとても重要なことです。子どもの権利に関する条約では「第 27 条 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する」と明記されています。

○児童養護施設に入所してくる子どもの多くが、さまざまな要因で自らの能力を発揮、伸ばすことができない場合もあります。子どもの背景や年齢・発達状態により、子どもに必要な学びや遊びへのニーズは異なります。固定概念に捉われず、子どもがこれまで満たされなかったニーズを充足していくことで、学力やコミュニケーションスキルの習得につながります。

○特に、子どもにとって、好きなものや打ち込めるものができるると精神的にも安定しやすくなります。自分から中々見つけられない子どもには、様々な機会を提供してみるのが大切です。

(3) 評価の留意点

○子どもは自ら環境に働きかけて発達の課題をクリアしていきます。児童養護施設では入所している子どもの年齢幅が大きいので、それぞれの年齢段階にあった学びや遊びの環境が用意、利用されているかを確認します。

○発達保障のために社会資源を積極的に活用されているかを確認します。

A⑫ A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
- b) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。
- c) 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。

評価の着眼点

子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。

子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。

地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。

発達の状態に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。

発達の状態に応じて、電話の対応、ネットや SNS に関する知識などが身につくように支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、子どもと共に日常生活をいとなむことを通して、基本的な生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、さまざまな生活技術が習得できるよう養育・支援しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○そのような学びの根幹は、職員との関係性を基盤にした生活にあります。穏やかで安全性や快適さに配慮された生活によって、子ども自身が決まりや約束を守ることで施設生活そのものを守ろうとする意識が醸成されることが大切です。

○日頃から職員がその振る舞いや態度で模範を示すことが大切ですが、入所して短い時間で子どもが基本的な生活習慣等を習得するのは難しいと思われるので、子どもたちの状況を把握することが大切です。また、外来者へ常識ある対応がとれることも重要です。

(3) 評価の留意点

○基本的な生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術の習得のために、どのような工夫がなされているかを評価します。部屋の飾り付けや家電、家具の配置等の生活感のある雰囲気にも目を向けることも重要です。

○健康の保持や衛生管理、安全（事故防止）について子どもが理解し、その方法を身につけることができるような支援が行われていることを評価します。

○SNS やインターネットの知識や実体験を得る取組が行われているかを聞き取りなどから確認します。

A-2-(2) 食生活

A⑬ A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

【判断基準】

- a) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。
- b) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。
- c) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。

評価の着眼点

- 楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。
- 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 食事場所は明るく楽しい雰囲気です、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。
- 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
- 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、評価者は食事の時間を共有し、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。
- 食事が、変化に富んだ献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量が確保されていることはもちろんのこととして、子どもの嗜好や子ども一人ひとりの健康状態に配慮した食事を提供するための取組や食育の取組についても評価します。

(2) 趣旨・解説

- 食事は、単に空腹を満たし栄養を摂取するためのものではありません。おいしく楽しく食べることにより、幸福感や精神的な充足を得ることができ、心の安定のために重要な役割を果たします。
- 児童養護施設では、日々の生活援助と食事の提供とを別々の職員が担ってきました。家庭的養護の推進の中、これらを同一の職員が行う取組が増えてきています。例えば地域小規模児童養護施設では、献立について子どもの状況に応じて柔軟に対応できるのですが、そうした場合であっても、配慮のこもった食事を提供するとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を勘案する必要があります。
- 発育に必要な栄養をしっかりと摂るためには、食事が楽しい時間であること、年齢等に合った調理方法や味付けに配慮すること、そして子どもの嗜好を考慮した食事を提供することが必要です。
- 児童養護施設では、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達状況に応じた食習慣が身につけていない子どもも少なくありません。ここでの食習慣は食事の場面にまつわるだけでなく、食材の買い出しから後片付けに至るまで食事に関わるすべてのことが含まれます。
- 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。発達の状況に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、また職員が範を示すことで、基本的な食習慣の習得に向けた支援が行われることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 食卓に、人間関係などその生活集団の雰囲気や関係性が反映されることを踏まえれば、食事の時間が、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気となっているのかも確認します。
- 児童養護施設では子どもの年齢幅も大きく、食物アレルギーを持つ子など食事に特別な配慮が必要な子が増えています。病気のときなど健康状態に配慮した食事を含めて、子ども一人ひとりの状況に応じた食事の提供が行われているかを確認します。

A-2-(3) 衣生活

A⑭ A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

【判断基準】

- a) 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 衣類が十分に確保されているが、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるような支援は十分ではない。
- c) 衣類が十分に確保されていない。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。
- 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。
- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。
- 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。
- 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子ども一人ひとりの身だしなみが配慮の届いたものとなっているのか、また子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるよう支援がなされているのかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○衣類は、子ども一人ひとりに対して量的に十分確保され整理整頓されていることが大切です。そのうえで TPO に合わせた適切な身だしなみ、服装ができること、自己表現の手段として個性が尊重されることが大切です。

○あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが必要です。

(3) 評価の留意点

○画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給ではなく可能な限り子どもの個性に合ったもの、子どもの好みに合ったものを購入するような配慮が行われているかも確認します。

○高年齢児においては、衣類を自分自身で選び、購入できるような機会が確保されていることを確認します。

A-2-(4) 住生活

A⑮ A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。
- b) 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保しているが、十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの居場所が確保されていない。

評価の着眼点

- 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。
- 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。
- 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
- 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。
- 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。
- 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。
- 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設の中に子ども一人ひとりの居場所が確保され、安心して生活できる場所となるように配慮しているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもは、自身が所属するグループの一員であることが実感できるような住環境の中で安心して生活することで、自己肯定感を育むことができ、そのことが自己アイデンティティの確立へとつながっていきます。

○子ども一人ひとりの居場所が確保され、「自分が大切にされている」と感じる場所があり、帰るとほっとできる家庭的な空間が用意されていることは大切なことです。

○食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができない子どももいますが、発達状況や子どもの状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。

(3) 評価の留意点

○子ども一人ひとりに個室を提供することが物理的に難しい場合であっても、大切な人の写真を遠慮なく飾ることができるなど、個人の空間が確保されていることを評価します。

○子どもを取り巻く住環境が、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などにいたるまで、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるように工夫されていることを評価します。

○破損箇所をそのままにしたり、壊れた物が放置されていたりすることで、生活の潤いがなくなり、子どもの心がすさんでしまいます。不適切な環境を放置し、その環境が当たり前になってしまわぬよう、速やかな修繕が行われていることを確認します。

A-2-(5) 健康と安全

A⑩ A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。
- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な子どもの健康状態の把握状況や、医療機関との連携等について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設入所前の不適切な養育環境により、心身の健全な発達上、課題のある子どもたちが多くいます。職員は一人ひとりの状態を常に把握し、健康な生活を送ることができるよう、支援をすることが求められます。
- 子どもの健康状態は、日々変化します。病気やケガだけでなく、心の悩みや友人関係のつまりや家族関係等で健全な状態が急変することもあります。健康管理は、日頃から注意深く観察することで適時に適切な対応が求められます。
- 子どもの体調に変化のあった時は、職員間で情報交換をし、職員の勤務の交替（あるいは担当者の交替）があっても、確実に継続して支援を行える体制を整えなければなりません。

(3) 評価の留意点

- 身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮した支援が行われているかを確認します。
- 子どもが自分の体調や病気、障害についてことばで表現でき、必要な治療や服薬についても理解できるよう支援が行われているかにも留意します。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑰ A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価の着眼点

- 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。
- 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。性をめぐる諸課題について正しい理解を糸口にして、自分自身のいのちと向き合うことは重要な意味を持ちます。そしてそのことを大前提として、他者のいのちも尊重できるようになる支援が求められます。

○児童養護施設における性をめぐる諸課題への支援は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達状況に応じて性についての正しい知識、理解が持てるよう支援していくことが求められます。

○また、実生活のうえでも年齢にふさわしい関係において他者の性を尊重し、思いやりのある心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けることが必要です。

○日頃から職員の間でも性をめぐる諸課題への支援のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要です。

(3) 評価の留意点

○集団生活において、年長の子どもから年少の子どもへの性的な加害・被害関係が起こることのないよう、異性間のみならず、同性間においても日常生活場面での十分な注意が行われているかを確認します。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A⑱ A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもの行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。
- b) 子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。
- c) 子どもの行動上の問題及び問題状況に対応できていない。

評価の着眼点

- 施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。
- 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。
- 不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。
- くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、行動上の問題をとった子どもへの対応だけでなく、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直し、暴力を受けた職員への配慮など子どもの行動上の問題により引き起こされる状況への対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもたちは人間不信に陥っていたり、それにより他の子どもとの関係を築いていくことが困難な場合があります。家庭的養護が推進され職員の存在が身近になる中で、子どもは抱え込んでいた感情や心理的なストレスを問題行動として、ときに暴力という形で職員に表出することもあります。

○子どもが訴えたいことの受容と、行動上の問題の表出を許容してしまうことを混同しないことに留意が必要です。

○暴力や不適切な行動をとる子どもの要因や課題を分析し、支援するとともに、一緒に生活して被害を受けた子どもへの対応も同時にすることが必要です。とくに、守られるはずの施設で暴力にさらされてしまうダメージは深いからです。また、被害を受けた子どもの保護者等への説明も必要です。

○パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行うなどして子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を守ることも必要です。

○子どもの暴力が自分自身に向かってくるとも職員にとってはとても辛いことであり、大きな無力感に職員がさいなまれることもあります。適切な対応のためには、子どもを理解するとともに職員相互の支援体制が求められます。

(3) 評価の留意点

○行動上の問題を生じやすい子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしておくことや、くり返し児童相談所、専門医療機関等と協議を行うなどの対応を、自立支援計画や記録等からも確認して評価します。

A⑱ A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。

評価の着眼点

- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。
- 生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。
- 課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
- 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。
- 暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子ども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策や、発生した場合の要因の把握、その後の対応策や問題克服に向けた施設の取組などを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 暴力や不適切な行動をとる子どもへの対応として、「悪いことは悪い！」と毅然と伝え、そうした行動を起こすに至った心情にも目を向けます。子どもにとって信頼できる職員は、悪いことは悪いと言い、守るべき時は守り、子どもの心情をしっかり受けとめてくれる職員です。
- 小規模化が進む中では、職員一人で小規模グループ全体の生活援助を担う場面が多くあるため、子どもが暴れだし対応に苦慮するとき、どのように SOS を出すのか、また SOS を受けて、誰がどのように対応するのかなど、職員間の協力体制を築いておくことが求められます。
- ケアニーズの高いケースが増え、その子自身・周囲の子への個々の支援が必要となります。児童相談所・病院・学校・市町等の関係機関との連携や活用を積極的に展開し、予防も事後の対応も速やかに行える体制があることが求められます。
- 子どもは周囲の大人の関係から人との関係性を学ぶため、職員間の人間関係や情報の共有とともに、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことも必要です。

(3) 評価の留意点

- 子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底しているかを評価します。
- 子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することができているかも確認します。

A-2-(8) 心理的ケア

A⑳ A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。

評価の着眼点

- 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。
- 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。
- 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
- 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。
- 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。
- 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、虐待体験、分離体験などによる心理的ケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定とそのプログラムに基づく実施状況等を評価します。

(2) 趣旨・解説

○心理的支援の実施に当たっては、子どもの自立支援計画に明確に位置づけること、児童相談所等と連携しその指導・助言に基づくことに努めること、専用の部屋および設備を用意すること等が要件となっています。また、職員間の連携、ケース会議への出席、相談や助言、研修、さらに保護者等への心理的支援も求められています。

○施設では、虐待等により心的外傷等を受けた子どもに、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を行い、心理的困難を改善し、安心・安全感の再形成、人間関係の修正等を図る目的で、心理療法担当職員を配置することができます。

○心理療法担当職員は任意配置であり、心理療法を行う必要のある10人以上の子どもがいることとされ、毎年実施計画書および報告書の提出が義務付けられています。

○心理療法担当職員は、大学で心理学を専修する学科等の課程を修め、心理療法の技術を有する者である必要があります。勤務形態は、常勤あるいは常勤的非常勤、非常勤いずれでもよいとされています。

(3) 評価の留意点

○心理療法担当職員を核とし、施設全体で心理的支援の目的が共有され機能しているかを評価します。

○子どもが落ち着いて心理的ケアを受けられる環境が確保されているかを確認します。

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等

A② A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価の着眼点

- 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。
- 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。
- 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。
- 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。
- 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 学習支援において、物理的な学習環境ばかりに注目するのではなく、その子とその子らしく力が発揮できる事を願うかかわりが大切です。
- 学力が低かったり、本来持っている能力を十分発揮できていない子どもがについては、潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。
- 低学力の原因は、自己肯定感の低さが一因として考えられ、落ち着いた生活環境の中で、職員や家族から共感され「大切にされている」と安心感を抱くことで、自己肯定感は育まれていきます。この育みは、自分の将来に希望を持ち、目標を立てて努力していく力の源となります。
- 子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが求められます。

(3) 評価の留意点

- 学習環境の整備として、一人ひとりのニーズに応じて、学習ボランティアや、家庭教師、地域の学習塾等を活用することも評価します。
- 公立・私立にかかわらず高校、大学進学について子どもの学習権が保障されているかを確認します。

A22 A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 子どもが進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが進路の自己決定ができるように支援はしていない。

評価の着眼点

- 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。
- 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。
- 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労（支援）しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。
- 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。
- 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの最善の利益にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもにとっての「最善の利益」を考え、子どもの希望と可能性、能力を把握したうえで、進路選択への支援を考えることが大切です。
- 特に、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が必要です。
- 通学手段や、学費の支援、アルバイトの奨励など、子どもの学習権を保障することが大切です。さらに高校卒業後も大学等へ進学を希望する子どもたちに進学の実現へ向け、特に資金面と生活面の支援が必要です。そのために、奨学金の活用や、保護者等への働きかけ、支援者を募るなど、施設としての取組が求められます。
- 大学等や専門学校に進学あるいは就職または福祉的就労をした後に生活が不安定であったり、障害や疾病等の理由により進学や就職がままならないため継続的な支援が必要であったりする子どもは少なくありません。このような場合は、18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができるとされているため、子どもの自立支援のために積極的な活用が望まれます。
- 原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」等の活用も考えられます。
- また、中学校卒業後就職する子どもや高等学校等を中退し就職する子どもについては、卒業、就職を理由に安易に措置解除することなく継続的な養育を行う必要性の有無で判断することが重要です。(平成23年12月28日厚児1228第2号、厚労省雇用均等・児童家庭局通知)
- 進路決定後のフォローアップや退学・就職等の進路変更等についての対応も必要です。

(3) 評価の留意点

- 子どもの適切な自己決定を確保するため、十分な情報提供が行われているかを確認します。
- 継続・延長事例が多いか少ないかではなく、事例の個別性、多様性を聞き取り、判断が適正か否かを確認します。

A23 A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の
拡大に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 社会経験の拡大に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。
- 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。
- 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。
- アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた施設による社会経験の拡大に向けた取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 職場体験や実習は、子どもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となります。
- アルバイトはお金を稼ぐ大変さを知る機会となり、責任が発生し自分の姿勢態度が問われます。また、遅刻、早退無断欠勤などをすれば、信頼を失いアルバイトの継続ができなくなります。アルバイトはそうした社会の仕組みやルールを実感する意味でも大切な機会となります。
- 仕事を通して、人間関係や責任を果たすことなど、今までにないストレスを抱える子どもに寄り添い、社会の中で自己肯定感を保てるよう、精神的な支えとなることが求められます。

(3) 評価の留意点

- 子どもは、施設を巣立つことに大きな不安を抱えています。自立へ向けて、計画的な準備が行われているかを評価します。
- 社会経験の拡大に向けた取組を自立支援計画等で確認します。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A⑭ A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。

評価の着眼点

施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。

家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。

面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。

外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。

子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○親、家族と子どもの関係調整には、支援方針を明確にし、家庭支援専門相談員を要にした相談窓口を設けて支援体制を整える必要があります。そして家族には子どもの成長をともに考え協力し合い常に相談に応じることを伝え、日常的に信頼関係づくりに努めます。そして、児童相談所等とも情報の共有化を図り、連携して家族と子どもとの関係調整に取り組みます。

(3) 評価の留意点

○家庭支援専門相談員の役割が明確にされ、家族関係調整や相談受付が重要な機能として位置づけられているか、児童相談所や保護者等の居住する市町村との連携の状況を確認します。

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を記録や聴取で確認します。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A⑳ A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。
- 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。
- 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、親子関係の再構築のために家族支援を積極的に行っているか。また、支援にあたって児童相談所等の関係機関と密接に連携して取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設の最も重要な目標として親子関係の再構築が挙げられます。施設入所は子どもの最善の利益を念頭に置いた関係再構築の出発点であることを認識して、ケースの見立て、改善すべき課題は何かを絞り込み、児童相談所等との合意形成と連携を行い、多面的に家族支援を行うこととなります。また家族支援の核として家庭支援専門相談員を位置づけ、施設全体で取り組む必要があります。

○ただし、保護者等の「不当に妨げる行為」があるケースでは、「親子関係の再構築」よりも「入所している子どもの安定した監護」の確保が優先となる場合があるので、こうしたケースには留意が必要です。

(3) 評価の留意点

○個別の事例を参考にして、具体的な取組を聴取や記録で確認をします。

○家庭支援専門相談員を核とした再構築に向けた支援計画が明確であり、施設全体で共有化され取り組まれているか評価します。

○支援内容の共有が、児童相談所や保護者等の居住する市町村と図られ、連携して家族支援に取り組んでいるか評価します。

○必置ではありませんが、家族交流・宿泊施設があり、積極的な活用をされているかを参考にします。また、家族療法事業に取り組んでいるかも参考にします。